

第3章 空港旅客施設を計画する上での配慮事項

第3章 空港旅客施設を計画する上での配慮事項

1 対象者の主な特性

- 対象者が「移動・アクセス」「情報認知・伝達等」「施設・設備の利用」等の際に直面する主な特性を整理すると、以下のとおりである。

(1) 高齢者

| | | |
|-----------|----------------|--|
| 想定するケースの例 | | <ul style="list-style-type: none"> 歩行が困難な場合 視力が低下している場合 聴力が低下している場合 |
| 主な特性 | 移動アクセスに関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> 疲れやすい。 歩行が不安定。 階段や段差の移動が困難な場合がある。 長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難な場合がある。 |
| | 情報認知・伝達等に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> 視覚・聴覚能力の低下により情報認知やコミュニケーションが困難な場合がある。 緊急時、異常時の通報が困難。 小さな文字が見えにくい。 |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> 新しい設備の操作方法がわからない。 転倒の危険性がある。 長時間の移動等が困難。 人混み、大規模な旅客施設、普段利用しない場所では不安を感じやすい。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 屋外や空調下などでは、水分摂取が適宜行えない等から体温調整が難しい。 |
| | 認知症 | <ul style="list-style-type: none"> 体験の全部や少し前のことを忘れてたり、忘れたことの自覚を伴わない記憶機能の障害がある。 自分のいる場所や行き先、時間がわからなくなる見当識の障害がある。 徘徊行動をとり旅客施設などに迷い込む場合がある。こうした行動は制止が困難な場合が多い。 |

(2) 肢体不自由者（車椅子使用者）

| | | |
|-----------|----------------|---|
| 想定するケースの例 | | <ul style="list-style-type: none"> 手動車椅子を使用 電動車椅子を使用 バギータイプの車椅子を使用 |
| 主な特性 | 移動アクセスに関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> 階段や段差のある箇所の昇降が不可能。 勾配の急な斜面、長い距離の斜面の移動が困難。 でこぼこやぬかるみのある路面の移動が困難。 幅員の狭い通路の移動が困難。 機内に乗り込むことが困難。 |
| | 情報認知・伝達等に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> 視線が低いため、人ごみ等の中でのサインが見づらい。 |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> 高さ方向など手の届く範囲が限られている。 幅、段差などによりアクセスできない施設・設備がある。 細かい動作が困難な場合がある。 一般のトイレの利用が困難。 車椅子（手動車椅子、簡易式折りたたみ式電動車椅子、電動車椅子、ハンドル形電動車椅子、座位変換形車椅子等）が安定的に位置取りかつ動作できるスペースが必要なことがある。 券売機の設置位置が高かったり、車椅子のフットサポートが入るスペースが十分でないなど券売機での切符の購入が困難な場合がある。 |

| | | |
|------|----------------|---|
| 主な特性 | 施設・設備の利用に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・視点が常に低い位置にあり、高い位置にあるものが見えにくい。 ・上肢に障害がある場合、手腕による巧緻な操作や作業が難しく、エレベーターやトイレ、券売機等の操作ボタン等の操作が困難な場合がある。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・頭の位置が低いために人混みでは周囲の人のバッグなどが顔にあたることもある。 ・バギータイプの車椅子の場合、ベビーカーと混同され車椅子と認識されないことがある。 |

(3) 肢体不自由者（車椅子使用者以外）

| | | |
|------|----------------|--|
| | 想定するケースの例 | <ul style="list-style-type: none"> ・杖などを使用している場合 ・長時間の歩行や階段、段差の昇降が困難な場合 ・義足・義手などを使用している場合 ・人工関節などを使用している場合 |
| 主な特性 | 移動アクセスに関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・階段や段差のある箇所の昇降が困難。 ・長い距離の連続歩行が困難。 ・疲れやすい。 ・歩行速度が遅い。 ・極端な人混み、狭い通路、通路の傾斜などの通過も困難となる。 |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ方向など手の届く範囲が限られている。 ・細かい動作がしづらい。 ・転倒の危険性がある。 ・長時間の移動等が困難。 |

(4) 内部障害者

| | | |
|------|----------------|--|
| | 想定するケースの例 | <ul style="list-style-type: none"> ・長時間の歩行や立っていることが困難な場合 ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者） |
| 主な特性 | 移動アクセスに関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・段差の昇降が困難。 ・長い距離の連続歩行が困難。 ・疲れやすい。 ・歩行速度が遅い。 |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・細かい動作がしづらい場合がある。 ・転倒の危険性がある。 ・長時間の移動等が困難。 ・長時間の立位が困難な場合がある。 ・オストメイトの人のパウチ洗浄設備など、トイレに特別の設備を必要とする場合がある。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・外見上気づきにくい ・携帯電話等の電波によるペースメーカーへの影響が懸念される。 ・障害の部位により、空気の汚染されている場所に近づけないことや、酸素ボンベの携行が必要な場合がある。 ・膀胱・直腸等の機能障害による排泄の問題がある。 |

(5) 視覚障害者

| | | |
|-----------|----------------|--|
| 想定するケースの例 | | <ul style="list-style-type: none"> ・全盲 ・弱視 ・色覚異常 |
| 主な特性 | 移動アクセスに関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・空間把握、目的場所までの経路確認が困難。 ・段差などの端の区別が困難。 ・歩行する際に転落転倒等の危険・不安を感じている。 |
| | 情報認知・伝達等に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・視覚での情報認知が困難（点字を読めない視覚障害者も多い）。 （触地図等により空間構造等を把握することができるが限界がある） ・経路の案内、施設設備の案内、運行情報等、主として音声・音響による情報案内が必要である。 ・弱視の人は、色のコントラストがないと階段のステップや表示などが認識できない場合がある。また、文字表示は大きくはっきりと表示し、近づいて読める必要がある。 ・色覚異常は、線路の案内図や時刻表、路線情報の表示などにおいて、明度や彩度の似た色など、色の組み合わせによりその識別が困難になる場合がある。 |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の位置がわからない。 ・利用方法がわからない。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・外見上気づきにくいことがある。 |

(6) 聴覚・言語障害者

| | | |
|-----------|----------------|--|
| 想定するケースの例 | | <ul style="list-style-type: none"> ・全聾 ・難聴 ・言語に障害がある場合 |
| 主な特性 | 情報認知・伝達等に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報認知が困難。（特に緊急時等の場合大きな問題） ・音声による意思伝達が困難。 ・相手の表情が見えないとコミュニケーションが取りにくいことがある。 ・可変式情報表示装置や何らかの視覚的な表示機器がない場所では不便を感じる。 |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常の電話機の利用が困難。 ・音声ガイドがわからない。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・外見上気づきにくい。 |

※音声機能障害（声帯の摘出者、脳性麻痺等の言語障害、吃音等）の場合は、音声による意思伝達が困難な場合もある。

(7) 知的障害者

| | | |
|-----------|----------------|--|
| 想定するケースの例 | | <ul style="list-style-type: none"> ・一人での利用が想定される場合 ・初めて施設を訪れる場合 ・いつもと状況が変化した場合 ・異性同伴で介助を必要とする場合 |
| 主な特性 | 情報認知・伝達等に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報認知が困難（抽象的な概念形成が苦手）。 ・意思伝達が困難。 ・コミュニケーション、感情のコントロール等が困難な場合がある。 ・情報量が多いと混乱する場合がある。 |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用方法がわからない。 ・座席に静かに座っていることができないことがある。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の言動に敏感。 ・利用上のルールや常識が理解できにくいことがある。 ・自分から人に助けを求めることができない人もいる。 |

(8) 精神障害者

| | | |
|-----------|----------------|---|
| 想定するケースの例 | | <ul style="list-style-type: none"> ・初めて施設を訪れる場合 ・いつもと状況が変化した場合 |
| 主な特性 | 移動アクセスに関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係念慮（本来自分とは関係のないことを強く自分に関係づけて考えたり感じたりする。）が強く外出することが困難な人もいる。 |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・混雑や密閉された状況に極度の緊張や不安を感じる。 ・腹痛や吐き気を催すときがあるので、トイレの近くに座るようにしている人や、喫煙によりストレスの解消を図ろうとする人がいる。 ・のどの渇き、服薬のため水飲み場を必要とする人もいる。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が現れることがある。 ・新しいことに対して緊張や不安を感じる。 |

(9) 発達障害者

| | | |
|-----------|----------------|---|
| 想定するケースの例 | | <ul style="list-style-type: none"> ・初めて施設を訪れる場合 ・いつもと状況が変化した場合 |
| 主な特性 | 情報認知・伝達等に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・他人との対人関係の構築が困難。 ・利用上のルールや常識が理解できにくいことがある。 ・環境の変化を理解し対応することが困難なので、ごくわずかな変化にも対応できないことがある。 ・場面にあった会話や行動ができず、周囲から浮いてしまうことがある。 ・気持ちをうまく伝えられないために、コミュニケーションがとれないことがある。 ・流れる文字や情報表示の転換が早いときには情報取得が困難となる。 ・聴いても理解できなかったり、時刻表が読めない人もいる。 |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・匂い、光、音、温度等に対して感覚過敏や感覚鈍麻がある場合がある。 ・座席に静かに座ることができないことがある。 ・「不注意」「多動性」「衝動性」の行動特徴があり、座席にずっと座っていることができない人もいる。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・じっとしていられない、走り回るなどの衝動性、多動性行動。 ・特定の興味や関心に強いこだわり、反復的な行動。 ・外見で判断することが難しく、周囲が気づきにくいいため障害を理解されないことがある。 ・大声をだしたり騒いだりする人もいる。 |

(10) 高次脳機能障害者

| | | |
|-----------|----------------|--|
| 想定するケースの例 | | <ul style="list-style-type: none"> ・注意障害、失語・失認、半側空間無視、記憶障害等がある場合 |
| 主な特性 | 情報認知・伝達等に関する障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・注意障害などにより、必要な情報を見つけるのが難しいことがある ・失語や失認などにより、案内や表示を見ても内容が理解できないことがある |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・半側空間無視や注意障害がある場合、プラットホームを移動する際に転落や人・ものにぶつかる危険がある ・記憶障害や地誌的障害などにより、道順や経路、目印が覚えられないことがある |

(11) 妊産婦

| | | |
|-----------|--------------|---|
| 想定するケースの例 | | ・妊娠している場合 |
| 主な特性 | 移動アクセスに関する障害 | ・歩行が不安定。 ・特に下り階段では足下が見えず不安。 ・長い距離を連続して歩くことや長い時間の立位が困難。 ・不意に気分が悪くなる場合がある。 ・人ごみの中で移動しにくい。 |
| | その他 | ・初期などにおいては外見からは気づきにくい。 |

(12) 乳幼児連れ

| | | |
|-----------|--------------|---|
| 想定するケースの例 | | ・ベビーカーを使用している場合 ・乳幼児を抱きかかえている場合 ・幼児の手をひいている場合 |
| 主な特性 | 移動アクセスに関する障害 | ・長い時間の立位が困難（抱きかかえている場合など）。 ・階段や段差のある箇所の昇降が困難。（特にベビーカーを抱えながらの階段利用は困難） ・人ごみの中で移動しにくい。 |
| | その他 | ・子供が不意な行動をとる場合がある。 ・オムツ交換や授乳が必要。 |

(13) 外国人

| | | |
|-----------|----------------|-------------------------------|
| 想定するケースの例 | | ・日本語が理解できない場合 |
| 主な特性 | 情報認知・伝達等に関する障害 | ・日本語による情報認知、意思伝達が困難。 |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | ・利用方法がわからない。 ・音声ガイドがわからない。 |

(14) 一般利用者（けが人、重い荷物を持った人、初めて空港を訪れる人など）

| | | |
|-----------|----------------|--|
| 想定するケースの例 | | ・一時的なけがの場合（松葉杖やギブスを使用している場合など） ・病気の場合 ・重い荷物を持っている場合 ・初めて駅を訪れる場合 |
| 主な特性 | 移動アクセスに関する障害 | ・階段や段差のある箇所の昇降が困難。 ・長時間の立位が困難。 ・長い距離の連続歩行が困難。 ・幅員の狭い通路の移動が困難。（スーツケースなど） |
| | 施設・設備の利用に関する障害 | ・手の届かない範囲がある。 ・細かい動作がしづらい。 ・長時間の移動等が困難。 |

※高齢者・障害者等においては、複合障害の場合がある。

2 移動・アクセスに関する配慮事項

- ・高齢者、障害者等を含む全ての利用者ができるだけ円滑に移動し、諸施設にアクセスできる空港旅客施設とするためには、施設全体の動線計画から案内誘導、個々の空間構成、移動距離への配慮など、様々な面からの配慮が必要となる。

○鉄道駅や駐車場・乗降場からの円滑なアクセスの確保

- ・空港旅客施設を利用するまでには、鉄道、バス、タクシー、自家用車等の様々な交通手段を活用することが想定される。移動の連続性を確保するためには、鉄道駅や駐車場、乗降場から旅客ターミナルビルへの円滑なアクセスを確保する必要がある。

○わかりやすい動線計画・空間構成

- ・空港旅客施設は、他の公共交通旅客ターミナルに比べて、一般的に施設が広大である場合が多く、中でも国際航空旅客ターミナルは、出入国の際の諸手続きや安全確保のための施設などが連続しているため、複雑な空間構成になりやすい。また、利用者の多くは、たまに、あるいは初めて施設を利用する人であることから、空間構成や施設の配置などをあらかじめ十分理解していない場合が多い。従って移動経路や空間構成については、できるだけシンプルでわかりやすく計画する必要がある。

○円滑な移動経路

- ・移動経路上には段差を設けず、またできるだけ高低差を伴う移動が生じないことが望ましい。
- ・構造上、移動経路途中に高低差が生じる場合には、移動手段として、階段、スロープ、エスカレーター、エレベータなどが挙げられるが、これらの施設・設備は、できるだけ主要動線上でかつ同一空間内に配置し、利用者がその存在をすぐに認識でき、各自の状況等に応じて選択して利用することが望ましい。
- ・なお空間の制約等により、エレベータ等をやむを得ず異なる動線上に配置する場合でも、サイン等で明確に案内・誘導することが望ましい。
- ・また、遠距離移動を緩和するためにムービングサイドウォークを設ける場合も同様である。

○十分な有効幅員

- ・車椅子使用者や杖使用者等の肢体不自由者が円滑に移動できるようにするためには、通路や出入口などにおいて、十分な有効幅を確保する必要がある。

○大きな荷物やカート利用などを想定した空間

- ・空港旅客施設では、海外旅行用トランクを持っての移動や、荷物の運搬のために旅客がカートを利用する場合がある。従って、カート利用可能エリア等においては、エレベータの容量や通路の有効幅員等について、車椅子使用者だけではなくカート利用者も同時に利用することにも配慮する必要がある。

○移動距離

- ・高齢者や肢体不自由者、内部障害者等の中には、長距離の歩行が困難な人も多いことから、負担を軽減するためのムービングサイドウォーク（動く歩道）や乗用カート、また、適度な休憩スペース等の設置に配慮する必要がある。

○搭乗方式

- ・搭乗方式については、バリアフリーの観点のみならず、利用者全体にとっても、搭乗橋から直接機内に入り込むことができる方式のほうが望ましい。
- ・ただし、物理的制約等から、バスを利用する方式をとらざるを得ない場合もある。この場合、車椅子使用者はリフトバス等を利用した別経路での搭乗となるが、できるだけ一般旅客動線と分かれる範囲を少なくする等の配慮が望まれる。
- ・また、搭乗橋から直接機内に入り込むことができない場合には、タラップの乗降が困難な肢体不自由者等に配慮するとともに、PBL（パッセンジャー・ボーディング・リフト）やリフト付きタラップ等を利用することが有効である。

3 情報認知・伝達等に関する配慮事項

- ・一般に人は、生活に必要な情報の8割以上を視覚から得るといわれることから、情報提供方法としては視覚情報を基本とし、外国人にもわかるように、外国語表記やシンボルを用いることが望ましいが、後述するように視覚障害者等への配慮も必要である。
- ・情報認知・伝達（特に情報表示・サイン等の整備）にあたっては、高齢者・障害者等が以下のような知覚特性を持つことを認識する必要がある。

○視覚障害者

- ・重度の視覚障害者は、視覚からはほとんど情報を得ることができないため、音声等の聴覚情報や、誘導用ブロックや点字案内などの触覚情報を組み合わせて情報提供する必要がある。
- ・弱視者にとって誘導用ブロック等は視覚情報でもある。ただし、弱視者が誘導用ブロック等を識別するには、路面との十分な明度差や輝度比（概ね2.0以上）が必要といわれている。また、弱視者は、白地に黒文字よりも青地に白文字、または黒地に白文字の方が認識しやすい。
- ・視覚障害者が点字を読めるとは限らず（一般に視覚障害者の点字識字率は1～2割程度といわれる。後天性の場合、特に識字率が低い）、どの視覚障害者も共通して情報を得やすいのは音声など聴覚によるものである。
- ・色弱者にとっては、特定の色相間の区別がつきにくい。従って、色のみで区別した表記・サインよりも、色と形状の両方で違いを表すよう配慮することが望まれる。

○聴覚障害者

- ・聴力損失90db(a)以上の全ろう（1、2級）の人は言語障害もある場合が多い。この場合、話し言葉を使えない、使いにくいことから、コミュニケーションは手話や口語、筆談などを用いることになる。口語の場合は、口元が相手に見えるよう配慮が必要である。
- ・平常時の利用の場合には、サイン等の視覚情報をもとに行動することが可能であるが、緊急情報や運行等の変更情報などについては、一般に放送などの音声案内を用いることが多いことから、聴覚障害者が的確に情報を得られない恐れがある。

○知的障害者

- ・案内表示や音声案内等があっても理解できないことがあるため、シンプルで分かりやすい情報提供をする必要がある。
- ・情報伝達に当たっては、人によっては写真や絵、コミュニケーションボードなどが有効な人もいる。

○発達障害者

- ・案内表示などが連続して提示されていないと迷ってしまうことがある。また、サインが複雑に感じられると混乱し、理解しづらい人がいる。例えば、文字や音声など異なる方法で情報が提示され、それらが重なり合っている場合、それぞれの表記や表現の仕方が一致しない場合に、どちらが正しいか判断に迷い混乱してしまう人がいるため、シンプルで分かりやすい情報提供をする必要がある。
- ・案内文が長い、表現の一部が省略されているLEDを用いて文字をスクロールさせているなどの場合には、情報を適切に把握できない人がいる。
- ・一方で、情報を得るために用いる方法には個人差があり、情報提供の方法が限られていると、適切に情報を得られない人がいるため、複数の手段で情報を得られるように配慮する必要がある。

○高次脳機能障害者

- ・必要な表示や案内を見つけられないことや、探すのに時間がかかることがあるため分かりやすい位置や大きさに配慮する必要がある。
- ・案内表示を見ても理解できないことがあるため、シンプルで分かりやすい情報提供をする必要がある。

○高齢者

- ・一般に視力の低下は40～50歳ぐらいから始まり、60歳を超えると急激に低下する。
- ・聴覚機能の衰えは50歳代ぐらいから始まり、60歳代の平均的な聴力損失は30～40db程度（静かな会話が聞き取れない）。50歳代ぐらいから2000Hz以上の高音は大きくしないと聞こえなくなる。

○車椅子使用者

- ・晴眼者であっても、車椅子に座っているため視点が低く、視野は狭くなっている。
- ・動線と対面する向きにある視覚的なサインは、周辺の歩行者に妨げられないように、高い位置に掲出したほうが見やすい。
- ・逆に近距離の場合、見上げ姿勢が取りにくく、また後退などの移動も簡便にはとりにくい。

4 施設・設備の利用に関する配慮事項

- ・高齢者、障害者等を含む全ての利用者が、安全かつ確実に空港内施設・設備を利用できるよう、様々な面から配慮する必要がある。

○車椅子使用者

- ・車椅子使用者にとっては、まずその施設・設備に近づけることと、操作が必要な場合手が届くことが必要である。
- ・利用するのに十分な距離まで近づくには、施設・設備の手前に段差や障害物などがなく、必要に応じて蹴込みなどが確保されていること、扉の開閉を伴う場合には、引き戸方式（できれば吊り戸が望ましい）の採用や手前で十分かつ適切なスペース確保、開閉の際に必要な力など、車椅子使用者が使用できる構造になっていることが必要である。
- ・手が届く範囲については、特に高さの点で制約が生じる。座位の姿勢のため高い位置のボタンなどを操作することは困難であり、上肢に麻痺がある場合などは、さらに手が届く範囲が限られたり、細かい操作や硬貨の投入などが難しい場合がある。
- ・また視線が低くなることから、鏡や操作パネルを設置する際にも配慮が必要である。

○視覚障害者

- ・視覚障害者にとっては、まずその施設・設備の有無や位置を認識できること、安全に近づけること、操作方法やボタンなどの位置を確認できること、操作の結果を確認できることなどが必要である。また、操作間違い（エラー）に対する寛容性や安全なども重要な要素である。
- ・利用する施設・設備の位置を知るためには、音声・音響案内や誘導用ブロックなどによる誘導が必要となる。安全に近づくためには、他の動線との交錯を避けたり、途中で障害物などが存在しないことが望ましい。また、操作方法を知り、操作結果を確認するには、音声ガイドの併用なども有効である。操作間違いが生じた場合には、途中や最初から容易にやり直すことができるような配慮も必要である。
- ・また、複雑な操作・内容の施設・設備の場合には、人的サポートも必要となる。

○聴覚障害者

- ・音で注意喚起や操作方法を説明するような施設・設備においては、視覚情報を併用するなどの配慮が必要である。

○高齢者

- ・高齢者は、移動、視覚、聴覚などの機能が少しずつかつ複合的に低下する場合が多い。従って、上記のような身体障害者への配慮事項は、高齢者にとっても望ましいことが多い。特に文字表記については、文字の大きさや地の色とのコントラストなどに配慮する必要がある。また、操作に大きな力を要しないことも重要である。
- ・また、新しい設備（例えばATMなど）への恐怖心など、高齢者ならではの問題点もあることから、わかりやすく直感的な操作方法や、必要に応じての人的サポートなども必要である。

○内部障害者や乳児連れ

- ・内部障害者のためにトイレにパウチやしびんの洗浄ができる洗浄装置を設置したり、乳児連れのために授乳室やおむつ交換のためのベビーベッドを設けるなど、個々のニーズに応じた施設・設備の設置が望まれる。

○外国人

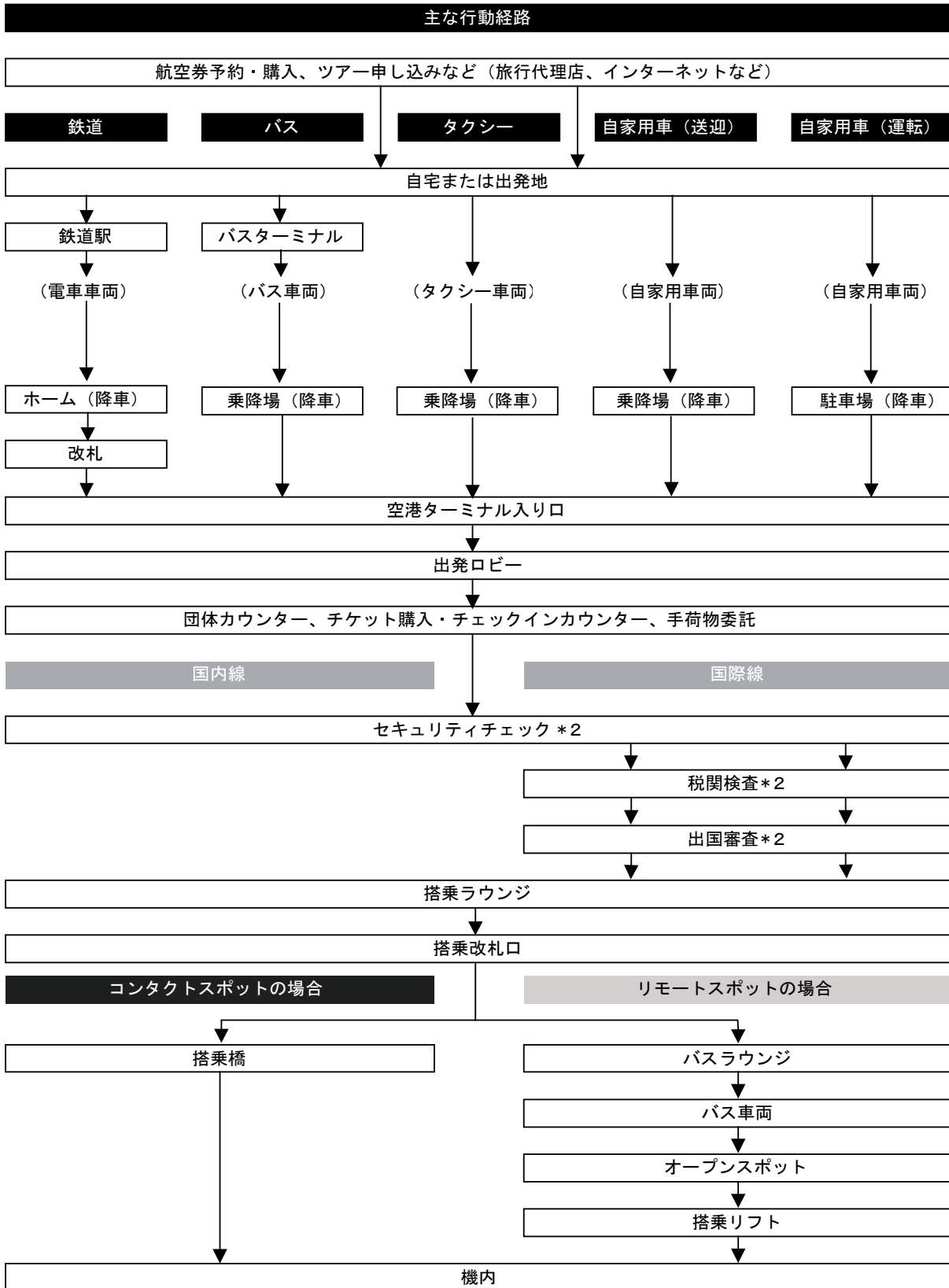
- ・標準図記号やマーク、英語等の併記など、日本語がわからない外国人にとっても利用しやすい配慮が必要である。

○大きな荷物を持った人や乳幼児連れ

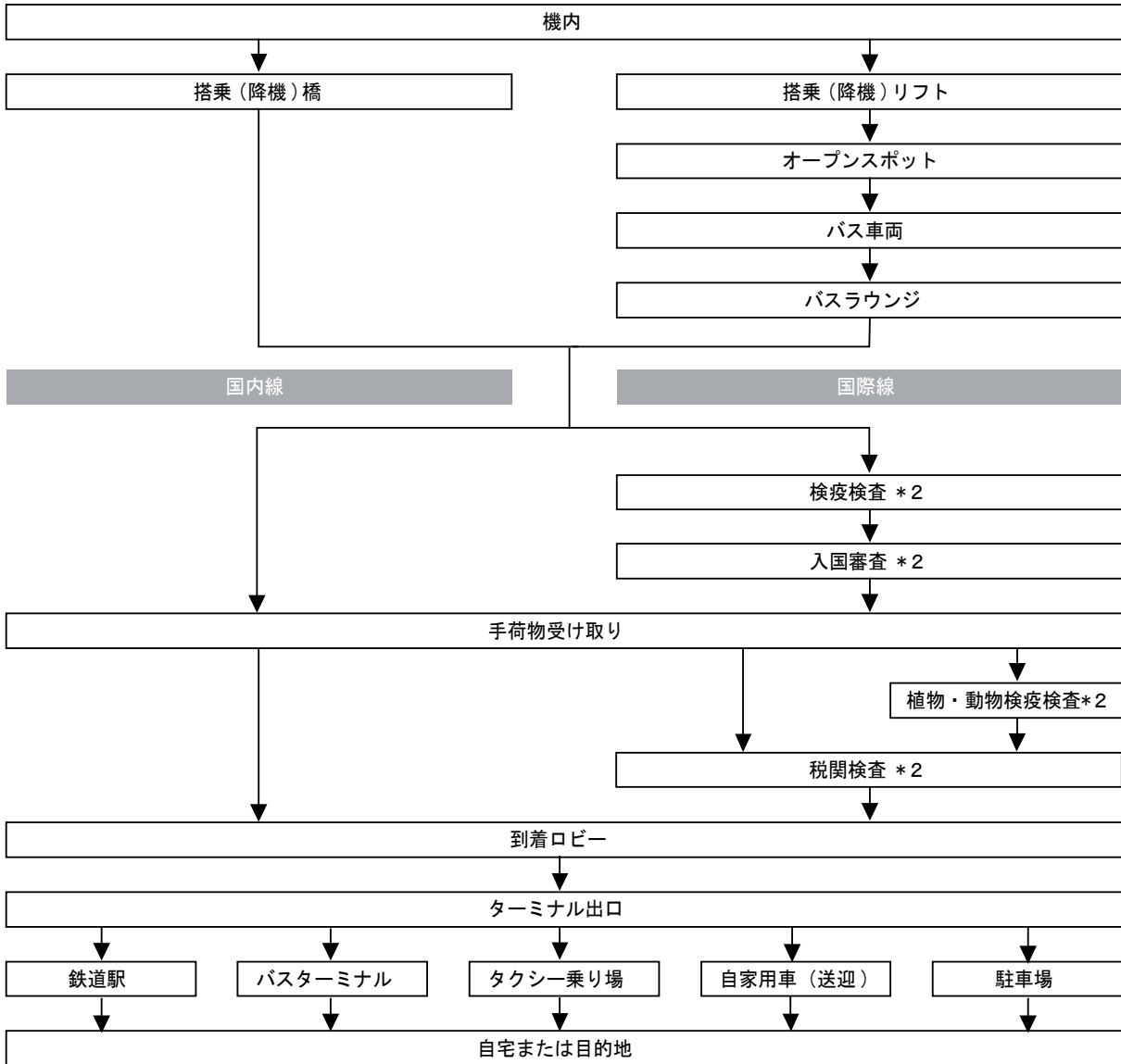
- ・空港では、海外旅行用トランクやカートを利用しながら、あるいは乳幼児を抱いたりベビーカーに乗せて空港内の店舗やトイレ、案内所などを利用する場合がある。よって、各施設・設備において、荷物を横に置いた状態での操作・利用などに配慮し、十分なスペースの確保などを図ることが望まれる。

参考 1 : 空港旅客施設における出発・到着時の旅客動線の例

● 出発時の旅客動線



●到着時の旅客動線



参考2：基本寸法

■車椅子の基本寸法

- ・ JIS（日本工業規格）における車椅子寸法は、1998年（手動車椅子）、1999年（電動車椅子）、2016年（手動車椅子・電動車椅子）の改正により、以下のような規格となった。

○手動車椅子寸法（JIS T 9201：2016）

- ・ 手動車椅子のうち、車椅子形式分類の自走用標準形車椅子及び介助用標準形車椅子について規定されている。
- ・ 各部の名称、種類、性能についてISO（国際標準化機構）との整合化が図られている。

表 手動車椅子寸法（JIS T 9201：2016）

| 部位 | 寸法値 (mm) ^{b)} |
|------------------------------------|------------------------|
| 全長 (L ₀) | 1200以下 |
| 全幅 (W ₀) | 700以下 |
| フットサポート高 (H ₇) | 50以上 |
| 全高 (H ₀) ^{a)} | 1200以下 |

a) ヘッドサポートを取り外したとき。

b) リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

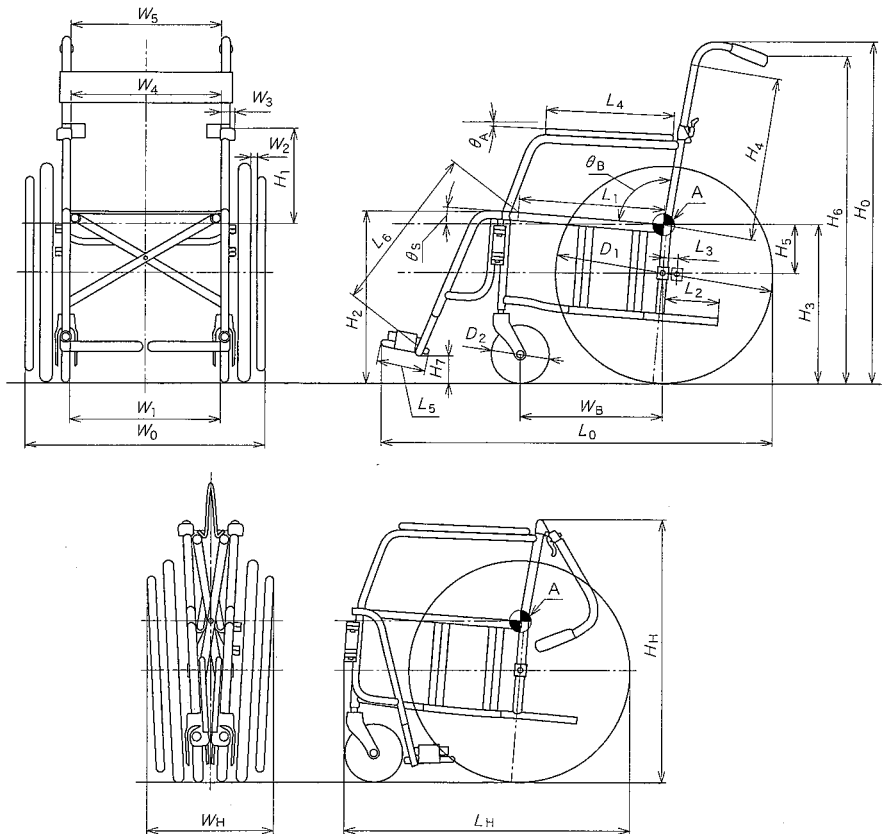


図1 車いす寸法図

出典：JIS T9201 手動車椅子（2016）

○電動車椅子寸法 (JIS T 9203 : 2016)

- ・ 電動車椅子の最高速度が6 km/h以下のうち、電動車椅子形式分類の自操用標準形車椅子、自操用ハンドル形車椅子、自操用簡易形車椅子並びにリクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備した自操用座位変換形車椅子について規定されている。
- ・ 手動車椅子同様、ISO (国際標準化機構) との整合化が図られている。

表 電動車椅子寸法 (JIS T 9203 : 2016)

| 部位 | 最大値 (mm) ^{b)} |
|------------------------------------|------------------------|
| 全長 (L ₀) | 1200 |
| 全幅 (W ₀) | 700 |
| 全高 (H ₀) ^{a)} | 1200 |

- a) リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は標準状態の寸法とする。
- b) ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーをもつ場合、その高さは1090mmとする。

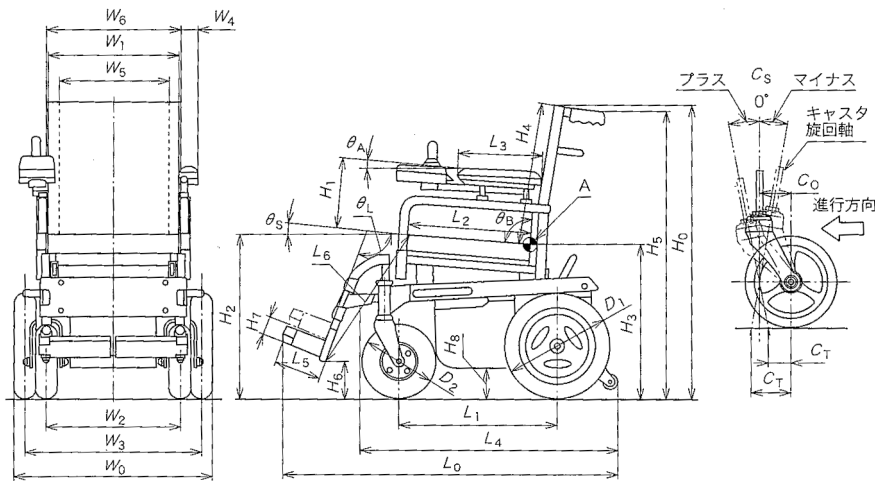


図3 自操用標準形

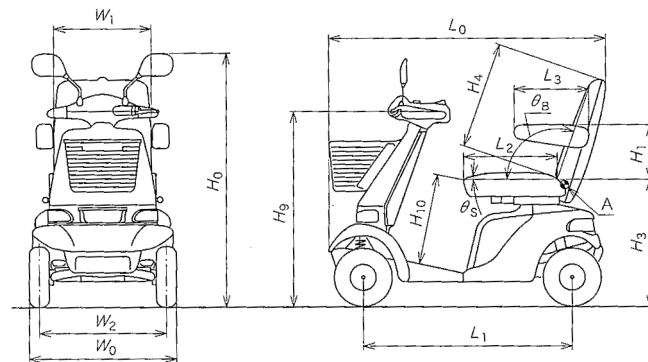
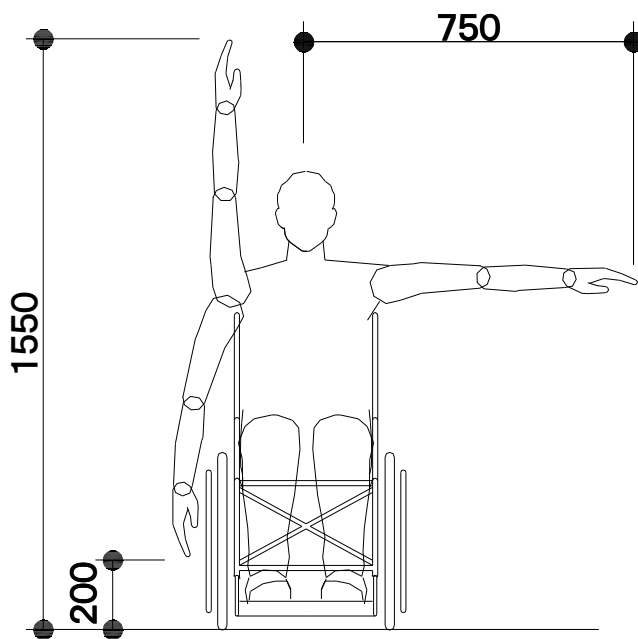
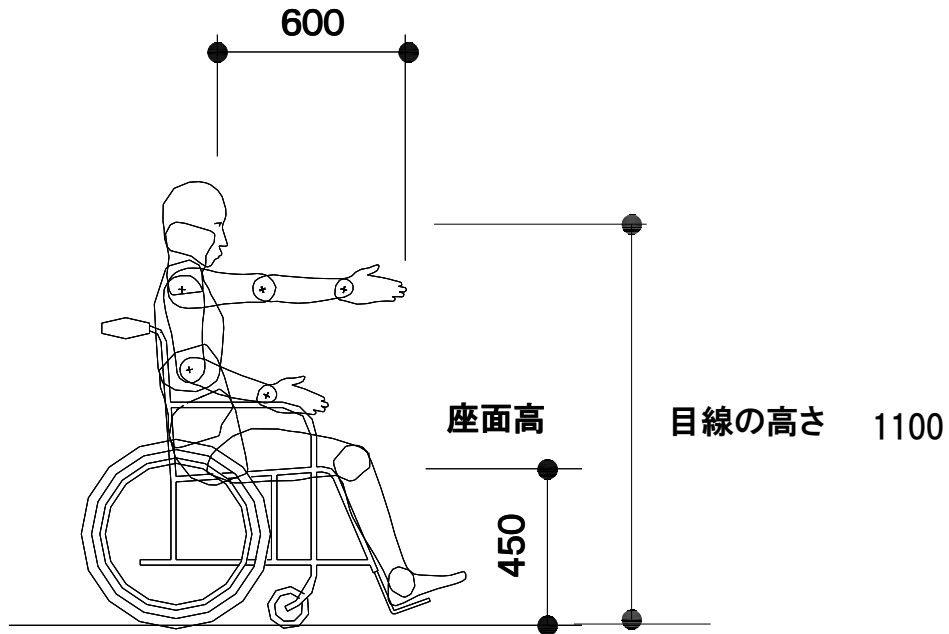


図4 自操用ハンドル形

出典 : JIS T9203 電動車椅子 (2016)

■車椅子使用者の身体寸法

- ・車椅子使用者の身体寸法は、概ね下図のとおりである。ただしこれはあくまでも平均的な身体寸法であり、年齢、性別、体格、障害の状況等により個人差がある。



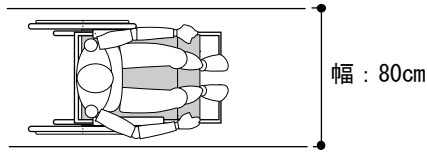
(単位：mm)

注) 上肢に麻痺がある場合などを考慮すると、設備の操作等の高さは床面から1100mm程度までとすることが望ましい。

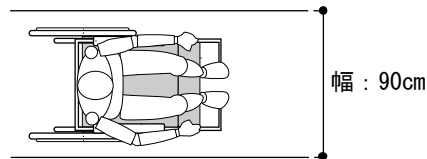
■必要な空間寸法

・車椅子使用者の通行、転回等に必要な最低寸法は、下図のとおりである。

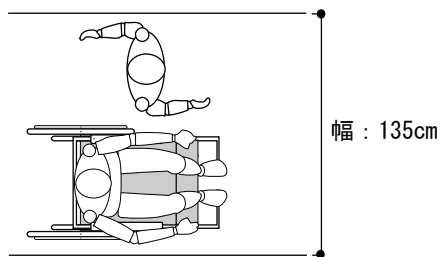
●通過に必要な最低幅



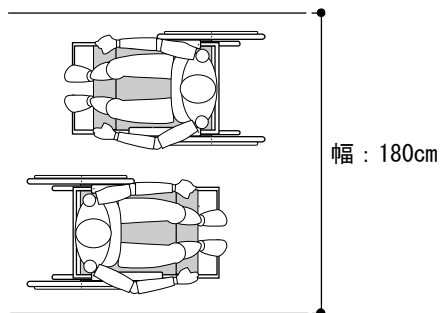
●余裕のある通過及び通行に必要な最低幅



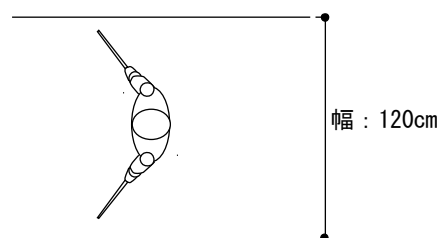
●車椅子と人のすれ違いの最低幅



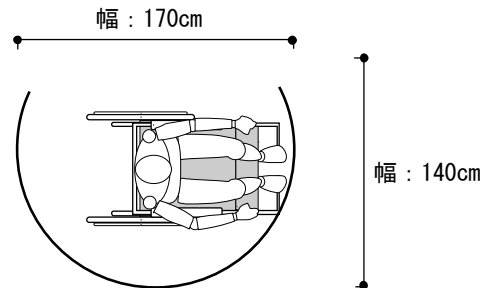
●車椅子と車椅子のすれ違いの最低幅



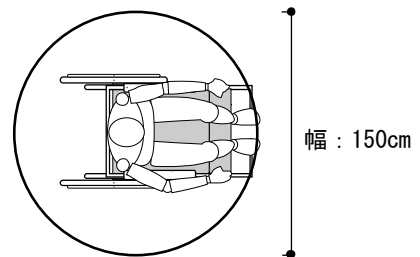
●松葉杖使用者が円滑に通行できる幅



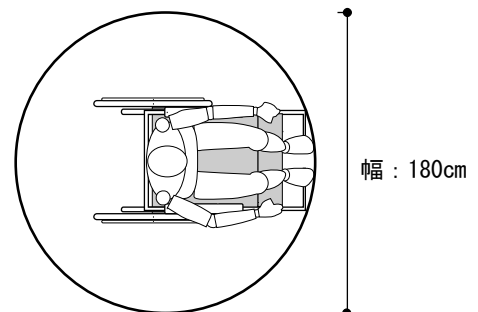
●車椅子が180度回転できる最低寸法



●車椅子が360度回転できる最低寸法



●電動車椅子が360度回転できる最低寸法



(注意) 手動車椅子の寸法：全幅70cm、全長120cmの場合（JIS規格最大寸法）

※巻末資料には、車椅子の種別と概要について詳細に記載している。

